

しゅわ はな  
手話で話してみよう！  
(ポイント！ きも ひょうじょうゆた  
気持ちをこめて表情豊かに伝えてみましょう)

**おはようございます**  
① こめかみにあてた右手拳を下ろすと同時に頭を起す  
② 立てた人差し指を向き合わせる

**こんにちは**  
① 立てた右手2指を重ねて額中央にあてる  
②

**こんばんは**  
① てのひら 掌を前に向けて目の前で交差する  
②

**ありがとう**  
右手を左手の甲につける(気持ちを表情に込める)

**おつかれさま**  
右手拳の小指側で左腕を2回たく(気持ちを表情に込める)

**すみません**  
① つまんだ右手2指の指先を眉間にあてる  
② 頭を下げ、右手を少し前へ出す

協力：和田 誠さん (燕市聴覚障がい者協会会長)

しゅわ つばめし おも じぎょう しみんかつどう  
手話に関する燕市の主な事業・市民活動

**手話奉仕員養成講座**  
手話ができる人を養成するために、2年間の手話奉仕員養成講座(入門編、基礎編)を開催しています。初めて手話学習をする人を対象としたカリキュラムで指導します。手話の技術学習だけでなく、ろう者の生活や背景についても学びます。

**コミュニケーション支援事業**  
燕市在住の聴覚障がい者等の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者等を派遣します。行事、集会等の主催者からの相談や情報保障の要請にも応じます。(詳細は下記問合せまで)

**手話サークルの紹介**

- 吉田手話サークル ふれあい  
【場所】燕市民交流センター (燕市吉田日之出町1-1)  
【曜日】夜⇒毎週月曜日 19:30~21:00  
昼⇒毎月第2・第4木曜日 14:00~15:30
- 燕市手話サークル 愛  
【夜】場所⇒燕市中央公民館(燕市水道町1-3-28)  
曜日⇒第1・3・4木曜日 19:30~21:00  
【昼】場所⇒燕市老人福祉センター(燕市大曲4328)  
曜日⇒土曜日(不定期) 10:00~11:30

**その他情報**

燕市の手話に関するウェブサイトはこちらから (^\_^) 手

**お問い合わせ先**  
燕市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係  
住所 新潟県燕市吉田西太田1934番地(燕市役所1階23番窓口)  
電話 0256-77-8172 / FAX 0256-77-8108  
問合せ日時・時間 平日 8:30~17:15

# しゅわ 手話をおぼえて つながろう みんなのこころ



つばめししゅわげんご ふきゅうどう すいしん かん じょうれい  
燕市手話言語の普及等の推進に関する条例が  
できました  
( 施行日 2019年 [令和元年] 10月 1日 )

つばめし しゅわ かん しさく いっそうすいしん しゅわ げんご にんしき もと しゅわ  
燕市は、手話に関する施策を一層推進し、手話は言語であるとの認識に基づき、手話やろう者に対する理解を深め、すべての市民が地域で支え合い、互いの個性と人格を尊重あともいき しゃかい じつげん めざ じょうれい せいいてい  
し合い共に生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定しました。



## 手話って何？

手指の動き、表情を使って

視覚的に表現する言語です。

## 条例の目的は？

手話への理解を進め、手話を使いやすい環境づくりに関する基本理念を定め、

●市の責務、市民が行うこと、事業者（会社や店など）が行うことを明らかにします。

●手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の手話の習得機会を作ります。

⇒すべての市民が互いの個性と人格を尊重し合い共に生きる地域社会の実現を目指します。

## 条例の基本理念とは？

基本理念は次の3つになります。

① 手話は言語だと理解しましょう。

② 手話によってスムーズなコミュニケーションを図る権利を尊重しましょう。

③ 手話への理解を進め、手話を使いやすい環境を作っていきましょう。

## ろう者とは？

条例では、主に手話を言語として生活されている人のことを言います。

## ろう者とのコミュニケーション方法

●手話 ⇒手や指、体の動き、表情などで表現し、目で見る言語です。

●指文字 ⇒指を使って五十音を表すものです。人名や地名などの固有  
名詞、手話で表現できない言葉を表すときに使います。

●筆談 ⇒紙や手のひらなどに、字を書いてコミュニケーションをと  
る方法です。

## 私たちはどんなことをするの？

市



◆市民の手話に対する理解を広げます。

◆手話を使いやすい環境とする施策を推進します。

◆手話やろう者への理解を深めることに努めましょう。

◆市が推進する手話に関する施策への協力に努めましょう。

◆災害などの緊急時には、ろう者が必要な情報が分かり、スムーズにコミュニケーションがとれるよう努めましょう。

市民



◆手話に対する理解を深めることに努めてください。

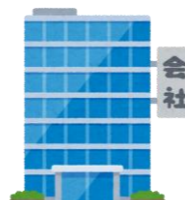
◆ろう者が利用しやすいサービスの提供に努めてください。

【すぐできそうな例：「耳マーク／筆談できます」の掲示】

※（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会ホームページ参照

◆ろう者が働きやすい環境の整備に努めてください。

事業者



ろう者も含め聴覚に障がいのある人は、音よっての周囲の状況の判断が困難です。そのため、音声アナウンスなどに気が付かないことがあります。  
たとえ手話ができなくても、ジェスチャーや指さし、わかりやすい短い内容での筆談などで、情報を知らせてください。  
話しかけるときは、後ろからではなく、前に回って話しかけると安心されます。  
特に災害時にはこのような支援をお願いします(^\_^)

